

川口市学校施設開放事業に関する注意事項

川口市教育委員会

利用団体は、学校施設の利用にあたり、以下の事項を遵守してください。

違反等があった場合には、団体登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- 1 学校施設及び附帯施設が学校教育の場であることを踏まえ、これに支障のないよう利用してください。
- 2 熱中症予防等の水分補給や補食など、構成員の体調管理を含めた安全管理について、十分に配慮し、自己の責任において学校施設を利用してください。
- 3 この事業は、周辺住民のご理解とご協力のもと成り立つ事業ですので、特に学校に隣接する住民等への配慮を十分に行ってください。例えば、騒音と解される音量を出さないこと、学校周辺の路上駐車をしないこと、学校の敷地内外における煙草やゴミのポイ捨てをしないこと、利用前後に学校敷地外で集合し話し合いや打ち合わせをしないなどには特に注意してください。
- 4 施設の利用は、許可を受けた施設のみ利用することを厳守してください。利用の許可を受けていない他の施設に無断で立ち入った場合は、不法侵入となります。
- 5 利用時間は、厳守してください。なお、利用時間には、準備、後片づけ、清掃を含みます。
- 6 学校行事、学校施設の工事・修繕や災害等の理由により、利用申請を取り消す場合がありますので、ご理解ください。
- 7 学校の敷地内の火気の利用は、喫煙を含め禁止とします。ただし、施設の一時的な利用において、校長が認めたうえで、消防局の許可を得た場合を除きます。
- 8 駐車場の利用について、学校の指示を守ってください。また、運動場（校庭）への自動二輪を含めた車両の乗り入れは、厳禁とします。
- 9 校門前等の出入り口前は、緊急車両の出入りのため、駐車はできません。
- 10 門扉及び校舎の出入り口の開け閉めは、利用団体の代表者等成年が責任を持って行い、小・中学生には行わせないでください。
- 11 施設内には、学校から指定された場所から出入りしてください。
- 12 トイレの利用については、学校の指示を守ってください。
- 13 体育館や武道場等、室内を利用する際は、土足を禁止とします。
- 14 屋外で利用したボールについては、屋内での利用を禁止とします。
- 15 石灰等の学校の消耗品は、予め校長の認めた範囲内で利用し、利用分は、後日、速やかに補充してください。
- 16 利用目的に必要な支柱やネット等の器具類並びにボール、マット、机及びパイプ椅子等の学校の備品は、予め校長の認めた範囲内で丁寧に利用し、利用後はもとの位置に戻してください。
- 17 利用後の整理（グラウンドの整備を含む）及び清掃（ゴミの持ち帰りを含む）は確実にを行い、学校及び次の利用団体の利用に支障が無いようにしてください。

（裏面に続きます）

- 18 利用団体の用具や私物は、無断で放置するなど、学校の敷地内に置いて帰らないでください。一時的に利用の許可を受けた場合においても、紛失、破損等の事故が発生しても、教育委員会及び学校は一切責任を負いません。
- 19 利用後の施設は、利用団体の責任において確実に行ってください。
- 20 納付された使用料については、原則として還付しません。ただし、雨天で運動場が利用できなかった場合や急に学校施設の工事を行うこととなり利用申請が取り消された場合など、利用者の責によらない場合は、申請をしていただいたうえで還付します。
- 20 電源の消し忘れや利用団体の責により警備の出動があった場合の費用は、利用団体に実費負担としてお支払いいただきます。
- 21 自動体外式除細動器（A E D）の位置を確認し、必要に応じて適正且つ積極的に利用してください。
- 22 救急通報、警察署への事件・事故の通報、消防署への通報を行うべき緊急の事態が生じた場合には、直ちに該当する機関へ通報の上、校長等へ連絡するとともに、教育委員会へ事故報告書を提出してください。
- 23 学校の施設及び備品を破損し、学校教育上支障がある事故等が生じた場合には、直ちに校長等へ連絡するとともに、教育委員会へ事故報告書を提出してください。
- 24 上記 22 及び 23 以外の事故等についても、事故報告書を教育委員会に速やかに提出してください。
- 25 教育委員会及び学校は、利用中及び利用前後など如何なる場合でも、利用団体及び利用団体の構成員の責により学校敷地内で発生した事故について、一切の責任を負いません。
- 26 このほか、川口市学校施設開放事業に関する規則及び川口市学校施設開放事業に関する運用要綱等の関係例規やマニュアルの内容及び校長からの指示を厳守してください。
※繰り返し違反した場合には、団体登録を取り消す場合があります。なお、取り消した年度を含め3年度は、全ての市内小中学校において団体登録ができません。
- 27 事件・事故があったときの対策として、スポーツ保険等の人身傷害保険や団体賠償保険等へ原則加入をしたうえで施設を利用してください。